

一般事業主行動計画

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を可能にする働きやすい雇用環境の実現を図るため、一般事業主行動計画を策定しその取り組みを進めています。

1. 期間

2020年4月1日～2025年3月31日

2. 内容

目標

育児休職の取得について、次の水準にする。

男性：育児休職の取得を実現する。

女性：取得率を100%とする。

対策

男女ともに育児休職等を取得しやすい職場環境づくりのため、対象者のみならず、上長へも社内制度や公的機関による休業補償等を周知し取得の促進を啓蒙する。

- ・短期間での育児休職の取得が可能であることを周知する。
- ・育児休職を取得しやすい制度を検討する。
- ・子の養育目的でサポート休暇の取得が可能であることを周知する。
- ・小学校3年生の年度末に達する日までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する。